

電子登録債権の私法的側面

電子的に発生し、流通する全く新しいタイプの金銭債権を創設することを目的とする電子登録債権を創設するための法案が今期国会に提出される予定である。この新しい債権は、指名債権や手形債権に代わる債権として期待されている。



犬島 伸能
長島・大野・常松法律事務所

電子登録債権とは

近年、電子的に発生し、流通する全く新しいタイプの金銭債権を創設することを目的とする電子登録債権制度に関する議論がなされており、平成18年8月に法制審議会から「電子登録債権法制に関する中間試案」(以下、「中間試案」という)が公表された。その後、中間試案に対するパブリックコメントを踏まえた審議がなされ、平成19年2月には法制審議会において「電子登録債権法制の私法的側面に関する要綱」(以下、「要綱」という)がとりまとめられた。現在は、平成19年の通常国会による成立を目指して法務省および金融庁において立法作業が進められているところである。まだ法律が成立する前の段階ではあるものの、電子登録債権は企業による資金調達や決済の新しい手段として注目を浴びている。

電子登録債権の意義・メリット

中間試案においては、電子登録債権の概念が紹介され、電子登録債権とは、(i)電子登録債権を発生させる原因となった法律関係に基づく債権とは別個の金銭債権であって、(ii)当事者の意思表示に加えて、管理機関が作成する登録原簿に登録をしなければ発生および譲渡の効力が生じない債権であって、(iii)指名債権・手形債権等既存の債権と異なるタイプの債権と説明されている。そして、要綱において、電子登録債権は、発生登録をその発生のために必要な要件とする金銭債権と定義された。

そもそも電子登録債権制度が検討されることとなった背景には、指名債権や手形債権が本質的に有しているデメリットがある。すなわち、従来日本においては、資金調達手段として手形が広く用いられてきたものの、手形債権の発生・移転の局面において手形という「紙」の存在が必要であるため、その印刷や管理などにコストがかかり、また、証券が存在する以上は紛失・盗難のリスクも避けられないため、次第に利用されなくなってきているという現状がある。他方、単なる指名債権の場合は、

手形と違って物理的な証券が存在せず、また、善意取得や人的抗弁切断といった流通性を図るための制度が設けられていないため、指名債権を譲り受けようとする場合には、債権の存否・内容・帰属についての確認が必要であり、そのためのコストがかかるという問題があった。

電子登録債権は、上記概念からも明らかなように、その発生と譲渡のいずれも登録原簿への登録を通じて行われ、手形のように物理的な証券が必要ではないので、証券が存在することに伴うコストやリスクを考える必要がなく、また、かかる登録を通じて、権利の存否・内容・帰属についての確認が容易となる。さらに、電子登録債権は原因債権とは別個の金銭債権であり、原因関係上の抗弁は人的抗弁であるため、債務者は原則としてそれを譲受人に対抗することができず、また、電子登録債権制度の下では善意取得制度も設けられているので、電子登録債権には高い流動性が与えられているといえる。

このように、電子登録債権は、手形債権や指名債権が有しているデメリットを回避することを可能とし、指名債権・手形債権等の既存の債権とは異なるタイプの債権として新たに創設されるものであるため、利用者はそのニーズに合わせて最も好ましいタイプの債権(指名債権、手形債権および電子登録債権のいずれか)を選択できるようになる。

電子登録債権の特質

以下においては、要綱において想定されている電子登録債権の性質のうち特筆すべき事項について紹介する。

1 総則

電子登録債権の発生・譲渡は、登録が効力発生要件とされているが、それに加えて、(i)登録申請は、債務者または譲渡人(以下、「債務者等」という)からのみ行われればよいとするか、それとも、債権者または譲渡人(以下、「債権者等」という)からも行う必要があるとすべきか、また、(ii)登録申請のみならず当事者間に契約があることを要件とすべきか、については議論のあるところであり、中間試案では、下図のように考える4つの組み合わせの全てが案として提示されていた。

いずれの案を採用すべきであるかは、最も関心の高かった事項の一つであり、電子登録債権を主として手形の代替として活用することを念頭に置く立場からは、債権者等の行為なしに債務者等が簡便に電子登録債権を発生させることができる仕組みとすべきである旨が強く主張されていた。しかし、この主張に対しては、債権者等の申請行為が介在しないと、債務者等に都合の良い支払条件や抗弁事由が勝手に登録されてしまうリスクがある等の批判も多く、要綱においては、登録申請については、債務者等および債権者等双方の申請が必要とされた。他方、当事者間の契約については要求されていない。

	(i)登録申請の主体	(ii)当事者間の契約の要否
A-1案	双方申請が必要	必要
A-2案	双方申請が必要	必要(ただし、登録申請と兼ねる)
B-1案	双方申請が必要	不要
B-2案	債務者・譲渡人のみの申請で足りる	不要

2電子登録債権の発生

上述したように、電子登録債権を発生させるためには、登録原簿への登録が必要であるため、登録について当事者から申請がなされることになる。かかる申請の場面において特筆すべきは、手形のように記載事項への制約が厳格ではなく、管理機関が業務規定で認める範囲で、内容的にも量的にも幅広い事項を登録することが可能であるという点である。

これは、シンジケートローンや住宅ローンなどにおいては、非定型的な事項(金利決定方法、返済方法、期限の利益喪失条項、遵守事項など)が数多く盛り込まれているのが通常であるところ、これらの債権についても電子登録債権制度が利用できるようにするためである。

同じく社債のペーパーレス化を図った振替債制度においては、登録できる事項は限られており、非定型的な事項を多く盛り込んだ社債を発行しようとする場合の取扱いについては必ずしも明確でなかったため、電子登録債権においてこのような柔軟な取扱いが認められることは、歓迎すべきことである。

3登録保証

要綱において、登録保証は、電子登録債権に係る債務を主たる債務とする保証であって、保証登録をしなければ効力が生じないものと定義されている。

登録保証において重要な点は、登録保証が主たる債務からの独立性を有していることである。仮に主たる債務者として記録されている者が、登録の請求の無効、取消しその他の事由によりその債務を負担しない場合であっても、登録保証はその効力を妨げられないこととされている。かかる登録保証の独立性が採用されたのは、登録保証が付された電子登録債権を譲り受ける者は、登録保証人の信用力を考慮するのが普通であるため、取引の安全を図るためには、主たる債務の有効性に拘らず登録保証を有効とする必要があるからである。この点は、その効力が主債務に随伴する民法上の保証とは大きく異なる点である。ただし、消費者保護の観点から、登録保証人が消費者である場合には、かかる独立性は適用されないものとされている。

4電子登録債権の譲渡

(1)人的抗弁の切断

電子登録債権の譲渡については、取引の安全を図るため、原則として人的抗弁の切断を認めることとされている。

例外的に譲受人に対する人的抗弁の対抗が認められる場合については、中間試案では、(i)手形の場合と同様、譲受人が債務者を害することを知って電子登録債権を取得したときは、債務者は、当該抗弁を譲受人に対抗することができるとする案(A案)と、(ii)譲受人の主観に関わらず、債務者は、登録原簿に登録されている抗弁に限り譲受人に対抗することができるとする案(B案)が挙げられていた。

B案は、譲受人にとって債務者から対抗されうる抗弁の範囲が登録簿から明確になるというメリットがある一方で、債務者にとっては抗弁を登録しておかないと害意を有する譲受人に対しても対抗できなくなるため、あらゆる事項を抗弁事由として登録してしまうことになるとの不都合も指摘されていたところであり、要綱においてはA案が採用されている。

(2)善意取得

登録された電子登録債権の債権者は、当該電子登録債権についての権利を適法に有するものと推定される。したがって、かかる登録を信用して電子登録債権を譲り受けた者は、取引の安全の観点からは保護されるべきであり、電子登録債権の譲受人として登録された者は、当該電子登録債権を取得するものとされている。ただし、譲受人に悪意または重過失がある場合には、かかる保護は適用されない。

(3)債務者が消費者である場合の特則

上記の例外として、電子登録債権の債務者が消費者である場合には、人的抗弁の切断の規定は適用されず、また、電子登録債権の譲渡人が消費者である場合には、善意取得の規定は適用されないものとされている。指名債権の場合に比べて消費者が不利益を受ける結果にならないようにするためである。

5電子登録債権の消滅

(1)支払免責

登録された電子登録債権の債権者で、支払を受ける権利を有しない者に対して支払をなした者は、悪意または重大な過失がない限り、免責されるものとされている。

(2)支払等登録

電子登録債権について、支払がなされた場合には、当該事実を登録(支払等登録)することができるが、かかる支払等登録は電子登録債権消滅の効力要件とはされていない。支払等登録がなされない限り電子登録債権は消滅させるべきでないとする見解もありうるが、支払が既になされたにも拘らず支払等登録がなされていないという理由だけで債権者に支払請求を認める理由はないし、支払がなされたにも拘らず支払等登録がなされていないときは、かかる支払の事実は物的抗弁ではなく人的抗弁として扱われるので、支払等登録を電子登録債権消滅の効力要件としなくとも、取引の安全を害するおそれはない。

支払等登録の申請は、支払を受ける側である債権者によってなされるのが原則であるが、債権者の全員から承諾を受けた場合には、支払を行った側から単独ですることも可能とされている。また、支払と支払等登録の同期性を確保するため、支払を行う者は、支払と引換えに支払等登録をすることについて承諾すべきことを債権者に対して請求することができることとされている。

執筆者略歴

長島・大野・常松法律事務所パートナー。証券化、アセット・ファイナンス、シンジケートローンなどのファイナンス取引を扱う。1996年東京大学法学部卒業、2003年デューク大学ロー・スクール卒業。1998年弁護士登録、2004年ニューヨーク州弁護士登録。2003年から2004年までニューヨークのデベヴォイズ・アンド・プリンプトンLLPにて研修。

長島・大野・常松 法律事務所

長島・大野・常松法律事務所は、2000年1月1日に設立され、2007年2月1日現在で弁護士259名（日本人弁護士248名、外国弁護士11名）が所属する日本有数の総合法律事務所です。企業が直面する様々な法律問題に対処するため、複数の弁護士が協力して質の高いサービスを提供することを基本理念としています。

【業務内容】

■ 一般企業法務

企業が直面する様々な法律問題について、豊富な経験・実績を背景に迅速かつ的確にアドバイス

■ 金融法務（金融関係一般）

国内外での証券発行による資金調達、バンキングその他金融取引や規制業種の許認可に関して幅広いサービスを提供

■ 知的財産・IT・エンタテインメント

国内・国外知的財産紛争、知的財産関連分野における契約書等の作成業務・アドバイス業務、知的財産関連ファイナンス業務等

■ 紛争解決

国際的な訴訟・大規模紛争案件に関する豊富な経験と実績を活かして、紛争解決に主体的に関与

■ 企業買収 (M&A)

戦略立案からデュー・ディリジェンス、契約書の作成・交渉に至るまで一貫したサービスを提供

■ 金融法務（証券化、ストラクチャード・ファイナンス）

各種債権、社債、不動産その他の資産の証券化・流動化に関する法律業務に関与

■ 税務

企業買収、金融新商品の開発その他の国内・国際的取引案件に対する税務面での助言を提供

■ 中国法務

日系企業の中国ビジネスに関する法務及び中国企業の日本進出に関する法務全般に関しての助言を幅広く提供



〒102-0094
東京都千代田区紀尾井町 3-12 紀尾井町ビル
Tel: +81 3 3288 7000
Fax: +81 3 5213 7800
Web: <http://www.noandt.com/>
Email: info@noandt.com
広報担当: 玉井裕子（第一東京弁護士会）